

## 京都府将来道路ネットワーク検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 京都府域の将来の道路ネットワークについて、広域的な視点から多様な意見を聴取することを目的に、京都府将来道路ネットワーク検討委員会（以下「検討会」という。）を設置する。

### (組織)

第2条 検討会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

- 2 検討会には、座長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 3 座長は、会議の議事を運営する。
- 4 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。
- 5 検討会で議論すべき論点が多岐にわたるときは、部会を設けることができる。
- 6 部会には、部会長及び副部会長を置き、部会員の互選によりこれを定める。なお、部会長は、部会での議論の要旨について後日座長に報告する。

### (委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年以内とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

### (委員の責務)

第4条 委員は、公正かつ公平に意見を述べなければならない。

- 2 委員は、直接又は間接を問わず、特定の利害関係者の意見を代弁してはならない。
- 3 委員は、検討会で知り得た秘密を漏らしてはならない。委員の職を退いた後も同様とする。ただし、府が公表した秘密又は府が認めた場合については、この限りではない。

### (委員以外の者の出席)

第5条 府は、検討会において、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その者の意見を聞くことができる。

### (公開)

第6条 検討会は、原則として公開とする。ただし、検討会を公開することにより、公正かつ円滑な運営に著しい支障が生じると認められるときその他府が必要と認めるときは、非公開とすることができます。

## 附則

### (施行期日)

この要綱は、平成30年11月15日から施行する。

### 附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

### 附則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

(別表) 委員名簿

氏 名	所 属 等
青木 真美	同志社大学商学部商学科 教授
宇野 伸宏	京都大学大学院工学研究科社会基盤工学専攻 教授
沖田真奈美	海の京都 観光地域づくりマネージャー
岸田 潔	京都大学大学院工学研究科都市社会工学専攻 教授
兒島 宏尚	京都商工会議所 専務理事
座長 小林 潔司	京都大学 名誉教授
塩見 康博	立命館大学理工学部環境都市工学科 准教授
中川 雅永	(公財)関西文化学術研究都市推進機構 常務理事
松島 格也	京都大学大学院工学研究科都市社会工学専攻 准教授
村上 隆志	プロロジス日本法人 エグゼクティブディレクター

稻井 康弘	国土交通省 近畿地方整備局京都国道事務所長
谷口 一朗	京都市建設局 土木技術・防災減災担当局長